マルヨシセンター

●香川県公告第四百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項 の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規 定により、次のとおり公告する。

平成十五年七月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所 株式会社マルヨシセンター 高松市南新町四番地六
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 一 マルヨシセンター松縄店 高松市松縄町三○一番地一
 - 二 マルヨシセンター水田店 高松市東山崎町四一一番地ほか
 - 三 マルヨシセンター太田店 高松市多肥下町一九二番地二
 - 四 マルヨシセンター善通寺店 善通寺市上吉田町字本村道下一二九六番地
 - 五 マルヨシセンター観音寺店 観音寺市植田町南原一〇一七番地ほか
 - 六 三木ショッピングセンター 木田郡三木町鹿伏三一○番地ほか
 - 七 マルヨシセンター川東店 香川郡香川町大字川東上一七九二番地一
 - ハ ショッピングセンターウイングポート香川郡香川町大野九一七番地一
 - 九 マルヨシセンター滝宮店 綾歌郡綾南町滝宮東田井四二一番地
 - 十 マルヨシセンター国分寺店 綾歌郡国分寺町新居一四〇六番地
 - 十一 マルヨシセンター満濃店 仲多度郡満濃町大字吉野下字川原添二一二番地ほか
 - 十二 マルヨシセンター高瀬店 三豊郡高瀬町大字下勝間字加茂向一六四七番地一ほか
- 3 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 変更前 佐竹文彰 変更後 嵯峨山由範
- 4 変更年月日 平成十五年五月二十八日
- 5 変更する理由 大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため
- 二 届出年月日 平成十五年七月二日
- 三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - 1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課 高松市産業部商工労政課 善通寺市建設経済部商工観光課 観音寺市商工観光課

マルヨシセンター

三木町経済課 香川町経済課 綾南町経済課 国分寺町産業振興課 満濃町企画観光課 高瀬町経済課

2 縦覧期間

平成十五年七月十五日(火曜日)から同年十一月十七日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十五年十一月十七日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、三の1の場所において当 該公告の日から一月間縦覧に供する。

- 1 記載すべき項目
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 二 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
 - 三 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 四 意見の内容
- 2 提出先

郵便番号七六○─八五七○ 高松市番町四丁目一番一○号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ